

令和 8 年度保健健委第 51 号 第 3 期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び  
第 4 期特定健康診査等実施計画中間評価報告書作成支援業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度保健健委第 51 号 第 3 期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第 4 期  
特定健康診査等実施計画中間評価報告書作成支援業務 (以下「本業務」という。)

2 本業務の目的

静岡市では、令和 5 年度に第 3 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 及び第 4 期  
特定健康診査等実施計画 (以下「実施計画」という。) を策定した。この計画は、令和  
6 年度から令和 11 年度を計画期間とし、特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・  
医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る  
ための計画である。令和 8 年度の間評価では、これらのデータ分析によって得られた  
根拠を基に、計画の進捗状況や個別事業の達成状況を評価し、今後のアウトカム効果が  
見込めるよう事業の見直しを行う。

3 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) レセプト・健診データの分析

1) 市から提供するデータ (KDB データ、市独自データ) を使用し、各指標における  
評価及び本市における主要な健康課題 (ア～ウ) について分析し文章化する。

データ分析の方向性については、事前に市と協議の上決定する。

ア 特定健診及び特定保健指導の実施状況と効果の分析

イ 糖尿病性腎症・生活習慣病に関する分析

ウ その他、市の健康・医療の状況に関する分析

2) 市が提供するデータには、個人情報が含まれることを想定すること。個人情報の  
保護に関する法律等の法令及び 3 省 2 ガイドライン準拠等<sup>※</sup>の内容をもとにした、  
情報の安全な管理を行うこと。

※ 3 省 2 ガイドライン準拠等

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)「医療情報  
を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」  
(経済産業省・総務省)

また、受託者は、データの匿名化を提案する場合、手法等を詳細に明記した提案  
書を市へ提出すること。提案された方法を市が認めた場合は、市は匿名化し、受

託者に個人が特定できる項目を削除した状態でデータ提供を行う。なお、本業務を実施するにあたり、根拠となる仕様（疾病歴、薬歴の根拠となる疾病コード、ICD10 コード、医薬品コード等）を市に提供すること。

(2) 各保健事業及び実施計画の評価

- 1) 受託者は、(1) の分析結果に基づき、実施計画で設定した共通評価指標と各保健事業の評価指標について、評価を行う。また、目標値と実績値の差について、その背景要因（成功要因・失敗要因）を市と協議しながら考察し、明らかにする。
- 2) 1) を踏まえ、今後の事業の改善策を提案する。その際、今後の被保険者の年齢構成の変化を念頭に置き、アウトカム効果が見込めるような改善策とすること。また、改善策については、市からの意見（住民の健康改善に資するエビデンス創出を目指した多地域コホート研究（LIFE Study）の結果や、保健事業を行う過程で得られた現場の声など）を盛り込み、十分協議しながら進めること。

(3) 実施計画中間評価報告書素案の作成

- 1) 受託者は、上記(1)及び(2)に基づき実施計画中間評価報告書の素案を作成する。なお、実施計画中間評価報告書は本市の国民健康保険の保健事業の運営方針に大きく影響するため、本市と十分協議のうえ決定していくこととする。素案の作成においては、現在本市が実施している次のア～オの事業に重点をおくこと。
  - ア 特定健康診査受診率向上事業
  - イ 特定保健指導実施率向上事業
  - ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業
  - エ 生活習慣病重症化予防・受診勧奨事業
  - オ 生活習慣病発症予防・啓発事業
- 2) 報告書の作成にあたっては、グラフや図表等を効果的に用いるなどし、配色やレイアウトを工夫して理解しやすい報告書となるようにすること。

(4) 分析結果の報告

受託者は上記(1)、(2)及び(3)に用いたバックデータについて、分析プロセス、結果を報告書にまとめる。報告にあたり、電子データ（PDF 形式及び Word、Excel、PowerPoint など市が編集可能である形式）にて作成した報告書（書式自由）を提出する。

5 成果品の納品

- (1) 次のア、イについて、市が指定する期日までに納品する。

ア 実施計画中間評価報告書

電子データ(CD-R) 2部 (PDF 形式及び Word、Excel、PowerPoint など市が編集可能である形式)

## イ 分析結果報告書

電子データ（PDF 形式及び Word、Excel、PowerPoint など市が編集可能である形式）

### (2) 各種分析の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等

市からの求めに応じ、随時納品する。納品形式は Word、Excel、PowerPoint など市が編集可能である形式とし、電子媒体（CD-R）で納品する。根拠となる生データを提供すること。

### (3) 納入期限

上記（1）の成果品の納入期限について、市と協議の上、詳細な日時を決定する。

## 6 契約締結後のスケジュール

概ね次のとおりとするが、詳細については、受託者決定後、市と協議し決定する。協議後、受託者は事業計画スケジュールを作成し、市に提出すること。

なお、事業計画スケジュールには、実施計画中間評価報告書の作成にかかる校正スケジュールも盛り込むこと。

令和 8 年（2026 年）	委託開始
～ 6 月	市実務担当者と事業者との打合 （事業スケジュールの協議等）
6 月	KDB 等各種データの提供
8～9 月	骨子案報告
9 月～11 月	校正
11 月	令和 7 年度分 データ提供
令和 9 年（2027 年） 2 月	成果品の納品

## 7 留意事項

### (1) 個人情報保護

受託者はプライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を保有していること。また、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に十分留意すること。

### (2) 再委託の禁止

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、本業務の一部でかつ、主要な部分を除き、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した者を事前に書面で報告し、あらかじめ市の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。なお、再委託先もプライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を保有していることとする。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。

8 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- 1) 受託者は、静岡県暴力団排除条例に基づく入札参加除外を受けた者又は同条例に基づく契約の解除要件に該当する者を、再委託先並びに受託者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- 2) これらの事実が確認された場合、静岡県は受託者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受託者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には静岡市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- 1) 受託者は、静岡県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
- 2) 受託者は、再委託先等がある場合には、これらの者から静岡県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、静岡県へ提出しなければならない。
- 3) 受託者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- 1) 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに静岡市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 2) 受託者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに静岡市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- 3) 静岡市は、受託者が静岡市に対し、1) 及び2) に定める報告をしなかったときは、静岡県暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- 4) 静岡市は、受託者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受託者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。